

3)情報通信

【現況と課題】

岡山県は、岡山情報ハイウェイ構想のもと、全国的に高度情報化が進んだ地域であり、本市は、これまでテレトピア地域に指定され、地域情報化に努めてきました。また、平成9年7月からは第三セクターのCATV（ケーブルテレビ）が開局しています。現在、一般放送のほかに、総社市民チャンネル（13チャンネル）による身近な情報の提供やインターネットサービスなど、各種のサービスが提供されています。今後は、市内全域に高度情報通信基盤の整備や地域間の情報格差の是正を図るため、情報ハイウェイの活用やCATVの未普及地への拡大に努める必要があります。加えて、こうした高度情報通信基盤を市民や企業が活用するための環境づくりや条件づくりも重要となります。一方、高度情報化の進展により、個人情報の流出やプライバシーの侵害、個人や世代、地域間の情報格差（デジタルデバイド）などの新たな問題が発生しており、高度情報化に関する総合的な指針づくりとともに、生涯学習の一環として岡山県立大学等とも連携を図りながら、IT教育を推進していくことが必要です。

■CATVの整備状況

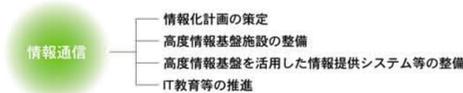
区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
整備率(%)	67.9	79.3	79.9	81.7	83.5

資料：総務部企画課

【基本方針】

本市の高度情報化を総合的に進めるため、総社市情報化計画を策定します。CATVについては、社会資本としてCATVの整備率98%を目指し、地域間の情報格差の是正を図ります。インターネットやCATVを活用した情報提供や、市民からの情報を双方向で受信できる情報提供システムの充実を図ります。

【施策の体系】



4)治山・治水・砂防

【現況と課題】

本市は約3分の2を山林が占め、昭和地区をはじめ、西部地区、東部地区では急傾斜地が多く、豪雨などによる林地崩壊が依然として起きています。このため、今後とも引き続き、治山、治水、砂防事業を積極的に推進し、本市の財産である自然環境の保全を図ることとあわせて、自然災害の未然防止に努める必要があります。一方、市街地周辺では近年宅地化が進み、土地の保水能力が低下してきており、湛水期には集中豪雨による中小河川の氾濫も起きています。このまま地球温暖化が進むと、今後、狭い地域で短時間に降る集中豪雨も増加すると予測されており、その対策が必要です。

■防災危険箇所の状況 (単位：箇所)

危険箇所	数
急傾斜地崩壊危険箇所	77
土石流危険渓流	204
山腹崩壊危険地区	200

平成17年10月現在 資料：総社市地域防災計画

【基本方針】

豊かで優れた自然環境の保全を図るとともに、自然災害の未然防止を基本として、危険箇所の改善のための整備（5箇所）を計画的、継続的に推進するとともに、砂防事業の推進については、関係機関に働きかけていきます。

【施策の体系】



5)消防・防災など

【現況と課題】

本市の近郊では、平成7年に阪神淡路大震災が、平成12年には鳥取県西部地震が発生したものの、大きな被害を受けることはありませんでした。しかし、今世紀初頭には、東南海・南海地震が発生すると予測されており、その対策が必要となっています。本市では、阪神淡路大震災を機に、地域防災計画震災対策編を作成するとともに、地域防災計画の毎年の見直しを実施しています。また、姉妹都市と災害時相互応援協定を締結するとともに、平成7年度から地域ごとに総合防災訓練を実施し、市民の防災意識の高揚を図ってきました。また、地球温暖化の影響によると考えられる台風の増加や大型化などが近年みられ、本市においても水害なども発生するおそれがあり、防災情報の収集伝達、移動系の防災行政無線の設置によって迅速化が図られ、気象情報についても、収集手段の複数化及び迅速化を実現しています。今後は、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成を図るとともに、地域と行政とが一体となった総合的な地域防災体制の確立が課題となっています。本市の消防については、消防本部・消防署及び消防団によって構成されています。近年の災害は複雑多様化かつ大規模化しており、これに対応するため消防職・団員は通常の訓練に加え、高進道路のトンネル火災など大規模災害発生時を想定した訓練も行っています。

これらの災害に対応するため、今後は消防署出張所等の配置の見直し、適切な施設の整備・改修を行っていく必要があります。また、消防団の育成強化、各種消防施設や設備の充実を図り、消防体制を充実することも重要です。さらには、事業所等の火災を未然に防ぐため、予防査察の強化も必要です。救急業務については、高齢化の進展や疾病構造の変化によって、出動件数が年々増加するとともに、複雑化かつ多様化しています。そのため、傷病者に対して高度な応急処置ができる救急救命士の養成や必要に応じて救急患者の市外搬送も行ってきます。今後も、高齢化の進行によるひとり暮らしや寝たきりの高齢者などの増加に伴って、出動件数もますます増加が予測されます。増加する救急需要に対応するために、医療や福祉などの関係機関等との連携を強化し、救急・救命体制の充実が必要となります。また、傷病者の救命効果を高めるために、引き続き応急手当の普及を推進する必要があります。また、武力攻撃事態等に備え、国民保護のための措置に関する法律（国民保護法）

に基づき市民の安全に努めていく必要があります。

■火災の発生件数

区分	総数	建物	林野	車庫	その他	人的損害		焼損面積		
						死者	負傷者	建物	林野	その他
平成13年	44	23	6	4	11	1	1	421	487	
平成14年	57	32	11	4	10	1	12	1,736	6,304	
平成15年	51	31	5	6	9	2	6	1,063	23	
平成16年	41	28	5	4	4	3	4	1,643	23	
平成17年	50	35	4	6	5	6	8	2,174	256	

資料：消防年報

■救急車の出動件数

区分	総数	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他
平成13年	2,311	1	-	8	441	30	17	251	9	34	1,070	450
平成14年	2,231	4	-	1	438	24	16	231	14	21	1,022	460
平成15年	2,430	5	1	2	412	37	13	262	13	42	1,189	454
平成16年	2,677	4	3	1	456	34	11	291	16	30	1,374	457
平成17年	2,885	8	-	2	377	21	16	309	9	30	1,583	530

資料：消防年報

■消防団員の状況

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
消防団員数(人)	1,007	1,012	1,007	999	980

資料：消防年報

【基本方針】

都市化や高齢化の進展等に伴う消防・防災業務の高度化に対応できるよう、広域的連携のもとに、防災、国民保護、消防、救急・救命体制の一層の充実を図ります。市民の防災意識の高揚等を図り、地域ぐるみの総合的な地域防災システムづくりに努め、自主防災組織率20%を目指します。

構築し、予防査察の充実を図ります。

④住宅火災による犠牲者の低減・防止を目的に、火災予防条例で住宅用火災警報器を義務付けたことから、住宅等関係者への周知徹底を図りながら、警報器の設置を推進していきます。

⑤ひとり暮らしや寝たきりの高齢者世帯の防火診断を実施するなど高齢者対策を図ります。

⑥大規模災害への対応力の強化を図るため、岡山県下消防相互応援協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、実践に即した訓練の充実を図ります。

⑦消防団の活性化を図るため、消防団組織機構の見直しや消防施設・機械器具の更新、団員の服制の見直し等を計画的に進めるとともに、教育訓練の充実にも努め、団員の育成を図ります。

⑧消防・救急無線デジタル化など消防通信施設の高度化を図ります。

3)救急・救命体制の充実

①複雑多様化し、増加する救急需要に適切に対応するため、救急告示医療機関及び関係機関との救急医療対策協議会や岡山県南西部圏域救急医療体制推進協議会などを通じて協力体制の強化に努めます。

②高規格救急自動車の増車を図るとともに、救急救命士の養成と救急隊員の教育訓練の充実を図ります。

③市民を対象に応急手当の指導等を行う「救急フェスタ」の充実や、普通救命講習会の開催等を図り、救急・救命に対する市民意識の啓発と応急手当など、必要な知識の普及に努めます。

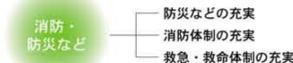
④自動体外式除細動器（AED）の公共施設等への設置を促進するとともに、その使用に関する講習会の開催等を実施します。

⑤ひとり暮らしや寝たきりの高齢者などの増加に対応するため、福祉機関等との連携強化により、救急・救命体制の充実を図ります。

【協働に向け期待される役割】

市民	IT教育への参加など
NPO等	IT教育への協力、お年寄り等の情報格差の是正に対する取り組みへの支援など
企業等	IT技術を活用した幅広いサービスの提供など
行政	高度情報基盤施設の整備、情報提供システム等の整備など

【施策の体系】



【主要施策】

(1)防災などの充実

- ①地域防災計画を毎年見直すとともに、その内容について広報紙やパンフレットのみならず、CATV、インターネット（ホームページ）、携帯電話等の新しい情報手段も活用して、普及啓発活動の推進や各種防災情報の提供を行います。
- ②高梁川の洪水を想定したハザードマップや防災マップ等を作成し、情報提供とともに、内容の周知徹底を図ります。
- ③総合防災訓練や消火訓練、水防訓練、防火診断等の充実を図り、市民、自治会等の防火・防災意識の高揚と防火管理体制の充実強化を促すとともに、各地域及び事業所ごとの防災活動を効果的に行うために、自主防災組織の育成充実にも努めます。
- ④避難場所となる公園や避難路となる道路などの公共施設の整備にあたっては、常に防災対策を念頭に置いた計画を立案するとともに、防災設備の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進します。
- ⑤災害時に備え、災害用資材の計画的な備蓄を図るとともに、災害時のライフラインの復旧や通信体制の確立等について関係機関と協議して検討を進めます。
- ⑥防火水栓や消火栓については、計画的に整備を進めるとともに、耐震防火水栓の整備を進めます。
- ⑦武力攻撃事態等に備え、国民保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づく市及び市民の義務等を定めた国民保護計画を策定し、事態に迅速に対応できるようにします。

(2)消防体制の充実

- ①常備消防体制の充実を図るため、車両、設備の整備など消防力の強化を計画的に進めます。
- ②消防署出張所等の配置を見直し、適切な施設の整備、改修を行います。
- ③都市構造の変化とともに、複雑多様化する防火対象物、危険物施設等の安全を確保するため、より高度で専門的な知識が必要なことから、専従員での査察体制を